通商産業省綱紀粛正に関する再質問主意書

提出者

楢崎弥之助

通商産業省綱紀粛正に関する再質問主意書

通商産業省の綱紀粛正に関する質問主意書に対する答弁書につき、 以下の質問をする。

記

平成七年十月十九日付け質問主意書に対する答弁書を拝受した。

過 日、 部の官僚が 「首相は頭が悪い」との発言をした旨の報道に接したが、この答弁書はそれ以前の問

題、即ち、文章の読解能力の不存在を証明しているのである。

私 の質問主意は、 事 実の 調査を行 ļ, 調査結果」「調 査結果に基づきどの様な処置をとるのか」「再発防

止のための対策」につき報告を求めるものであった。

カゝ るに、 「調査の結果どの様な事実が存在したか」 については何等の報告も無く、 従って、 処置、 対策

についての回答は荒唐無稽なものとなっている。

然し乍ら、 答弁書として文字を羅列しているので、まず再質問主意として、答弁書の内容につき答弁を

求める。

まず、 「法令に照らして問題としなければならない事実は見つからなかった」との事であるが、ここに

いう「法令」とは何か、「具体的に列挙」されたい。

飲食の場所等」 次 で、「個 とは何を指すのか 人的 飲食の 場 所等に関 「具体的に一般人に分かる様に明示し」、 し 部に誤解を招きか ね ない 点が認められた」 誤解を招きかねない点」と とあるが、 個 人的

はどのような事実内容をさしているのかにつき具体的に明らかにされたい。

関係者に注意を行う」とあるが、「何につき注意したのかを」明らかにされたい。

更に、「より一層綱紀の厳正な保持を図るための具体的措置を講じた」 とあるが 「その内容方法を」 明

らかにされたい。

先の質問 主意書では、 内閣総理大臣が真摯に事 態を認識 Ļ 誠意をもって事実の調 .査検討を行うものと

期待、 私 の得た情報も敢えて記載しなかった。 然るに、 前記 の如き答弁書の内 容であり、 綱紀粛正どこ

ろか官僚の腐敗に加担しかねない姿勢がみえる所である。

私は具体的な事実を指摘して具体的に質問する事とする。

1 通商 産業省産業政策局長牧野力が別紙し 記載の年月日に台東区浅草の料亭Hで別紙(記載年月日、人

数、金額の宴会芸者遊びをした事実が存在したか否か。

遊興費、 ハイヤー代金等の支払いを民間 の企業人に 「付け回し」(たかり)ているのか否か。

「付け回し」ている場合、金銭の支払い者は誰か。

2 右同 人が別紙に記載の年月日に同書面料亭名記載 の料亭で民間企業から接待を受けているか否か。

受けているとすればその接待企業はどこか。

3 答弁書は右1、2の事実の存在を確認した上で作成されたものであるのか否か。

4 右3につき存在を確認した上での「注意処分」であるとすれば、それは不当に軽い処分と思うが、 適

正なものであるか否かについて。

三 なおこの際、以下の新事実についても追加質問をする。

1 横 浜 \mathcal{O} 割烹料亭 「A」で、「昔の会」あるいは 「打上げ会」などと称して、 通産省の役人が 「N」 に

付け回しさせている事実がある。大人数でやってきて問題の局長が「ここまでは追っかけてはこない。

絶対に大丈夫だ。マスコミでも俺を悪く言う奴はいない」と豪語し、メンバーは毎回一 緒の顔ぶれであ

る。

これらの事実について実態を調査し、具体的に報告されたい。

2 十月十九 日付けで私が 「通商産業省綱紀粛正 に関する質問主意書」 を提出 した直後 の十月二十二日

(日)、 Щ [梨県 \mathcal{O} 河 \Box 湖 カントリークラブにおいて、 公益法人である 社 日 1本原子: 力産 業会議 が 主催

う。

したゴルフコンペ

(毎回百人前後出席)

に

通産省幹部、

特に資源エネルギー

庁幹部が出席しているとい

0 コンペは毎年春秋二回、三十年以上も継続して行われている。 しかもその前日 <u>=</u>+ 日) には

同じくエネルギー官庁のゴルフコンペが隣接の桜富士カントリークラブで開催され、 翌 日 \mathcal{O} 同 コ ン <u>~</u>° に

同 省庁幹 部 (閣僚· も出席した場合があるという) が参加している。 これは二十四 日 \mathcal{O} 原 子 力 0 日 0

環と称している。 二日連 続 (T) コ ンペ 参加 料 は 概算、 宿泊料こみで一人五万円以上、 昨 今 \mathcal{O} 各 官 省 庁 0)

綱紀 \mathcal{O} 乱 れ から考えて自己負担 \mathcal{O} 箸は、 な \ <u>`</u> 部 高 官は過去に公用車を使用、 また同 会議 \mathcal{O} 1 P ŧ

利用 して 1 る。 宿 泊 \mathcal{O} 際 は民間 幹部 (天下り組を含む) の宿泊先(ホテルなど) に現職 省庁幹部を割当

てているという。 正 一に癒着 腐敗 の構図であり、これらの指摘した事実関係についても徹 底 L て 調 査 \mathcal{O}

上、報告答弁されたい。

右質問する。

別 紙 (一)

			力 利氏	(—)	
浅草	「料亭H」	台東区浅草	(いわゆる付	け回し)関係	
(平成)年月日	人数	金額 (円)	内ハイヤー代	ハイヤー行先
5	-3 - 2	4	254, 852		
	4 - 16	3	380, 878		
	5 - 21	4	470,648		
	8 - 3	2	201, 316		
	8 - 20	6	681, 290		
	12 - 14	4	287, 788		
6	-1 - 20	3	378, 500	5, 860	池尻
	2 - 25	6	570,604		
	3 - 25	4	577,678	50, 260	上用賀
					東山・池尻
	4 - 11	4	362, 568		
	4 - 12	5	563, 152	54, 460	上用賀
					津田沼
	4 - 27	2	203, 104	25, 710	上用 賀
17	5 - 6	3	328, 656	26, 850	大橋・用賀
	5 - 11	3	425, 568	64, 720	用賀
					東山・西大泉
	5 - 20	3	393, 170	36, 520	用賀
					矢来町・目白台
	6 - 23	3	365, 856	30, 340	用賀
					箱崎
	6 - 27	3	371, 534	59, 860	用賀
					南長崎
					田園調布
	7 - 27	3	330, 690	26, 740	目黒・用賀
	8 - 22	4	271, 724		
	9 - 9	2	277, 438	47, 620	用質・聖跡桜ケ丘
	9 - 16	3	422, 848	30, 140	上用賀
	10 - 19	6	554, 984	57, 540	豊島園
	3				池尻・横浜緑区
7	-1 - 18	2	258, 916	38, 760	赤坂・用賀
	2 - 24	2	202, 658	25, 180	上馬・用賀
	3 - 30	, 3	309, 084		
	4 - 3	2	116,020	25, 480	上用質
	4 - 10	4	393, 632	41, 220	用賀
					西麻布

別 紙 (二)

赤坂 業者接待関係

NA 未自然的内外				
(平成) 年月日	料亭名			
6 - 1 - 5	M			
1 - 14	M			
1 - 25	K			
1 - 28	M			
2 - 4	T			
2 - 14	M			
3-3	M			
3 - 22	TK			
4 -15	M			
4 - 26	T			
5 - 10	M			
6 - 9	W			
6 - 20	ΚI			
6-22	Т			
7 - 22	M			
7 - 28	M			
8 -18	TM			
8 -26	TM			
9 - 19	TM			
9 -21	TM			
10-11	T			
12 - 29	TM			
7 - 1 - 26	ΚI			
1 - 30	M			
2 - 20	KO			
2 - 28	TM			
3 - 29	ТМ			
3 -31	TM			
4 - 19	T			

4 - 21

M

八